

効果的だった分科会方式の検討と進め方

第 2 分科会検討会議メモ（第 1 回）

- 1、開催日時 2005 年 6 月 9 日（木） 18：30～21：00
- 2、場 所 太田市役所 5 階 5A 会議室
- 3、出席者 ・福島 ・飯塚 ・船津 ・石倉 ・相原 ・新藤 ・あべ
 ・松本 ・大川 ・糸井 ・清水
 （欠席者）・木村・茂木・宮下

4、内 容

（1）会議の進め方

- ・事前配送した第 2 分科会の進め方について説明した・・・飯塚

（進め方）

第 1 回・・・分科会の進め方の検討

- ・1 回の分科会で、1 項目を検討策定する。
- ・会議時間は（午後 6 時 30 分～8 時 30 分）とするが、原則 1 項目終了まで時間延長も考慮する。
- ・たたき台は、リーダー・サブリーダーにて作成提出する。
 - *メンバーは会議 3 日前までにリーダーあてたたき台に入れたい意見を提出する
- ・詳細文言の修正と他の条例との調整は事務局に依頼するが、事務局は原則次の会合までに策定し分科会冒頭にて確認検討する。
- ・その他必要事項を検討する。

（会議のまとめ）

- ・司会進行は（飯塚）
- ・パソコンでのメモ作成は（福島）・・・メモは会議終了後プリントアウトしてメンバーに配布する。

（意見要望）

- ・会議時間は出来るだけ尊重していただきたい。
- ・たたき台を作成する場合はそれまでの意見を尊重して作成してほしい。
- ・これまでに全体会議で論議されたのはごくわずかであったと考える、したがって分科会で内容の検討をつめていくことにしたい。

（2）テーマの検討

- ・リーダー・サブリーダーで事前検討した叩き台について説明した・・・福島
- ・地域自治活動は現在の町内会の活動をイメージして叩き台を作成した。

（叩き台についての意見）

- ・たたき台は非常に狭い範囲の定義で町内会活動に特化してある。

- ・コミュニティの定義について論議したらどうか、理解・考え方がまちまちではないかと考えます。
- ・自主性・自立性・多様性があるので狭い範囲に絞ってしまうことはない。
- ・行政としての関係は側面から支援する立場であろうと考える。
- ・(地域自治活動)は削除してほしいと考えます。
- ・現在の生活環境を考えるとイメージとして浮かんでくるのは町内会活動であった。
- ・地域の中で自分たちは周囲の人々との関係により安全がまもられている感じがする。
- ・たたき台は非常に狭くて息苦しい感じがした。
- ・課題背景の中で重要度の増す町内会活動との関係から提案した。
- ・広い意味のコミュニティでまとめることはいいと思うが、町内活動もいれて全体をまとめて行きたい。
- ・多くの団体も参加させるべきと考えた場合は広い意味で考えたい。
- ・たたき台は原則的にこれまでの意見等に基づき作成するべき。

*** 結論**

広い意味の討議をしてその中で町内活動を盛り込み検討する。

- ・新藤委員のペーパーの提案をたたき台の中心にして検討する。
- ・文章全体の構成については全体会議で討議する。

* 次回の分科会の冒頭に今回の内容についても再度検討をする。

(3) その他

(次回の項目についての小見出しの検討)

第10章 行政及び議会の役割と責務

- ・行政の役割と責務
- ・議会の役割と責務

* 委員の提案を出来るだけ尊重した、叩き台を作成しそれに基づき論議することとする。

以上

パソコンとプロジェクターによる検討

事前検討の叩き台（リーダー・サブリーダー）

第9章 地域コミュニティ（地域自治活動）
00条 活動の目的
地域で生活する人々の相互の信頼と親睦を深め、お互いに助け合うとともに、心豊かな生活を送ることが出来るように、行政と地域住民との情報の流れを円滑にし、安全で暮らしやすく子供や高齢者にやさしい明るい地域をつくり、これを継続的に育てていく。
00条 組織及び行政との関係
各行政区毎に組織を明確にして、行政を含めた有機的なつながりが誰にでもわかるようにしておく。
00条 会則・会費規定・集会所（町内会館）規定
地域活動や各種団体活動の負担金及び集会所（町内会館）の維持管理に必要な資金を公平に負担しあう会則・規定を明確に定めて情報の共有化を図る。
00条 活動への参加の推進と啓蒙
市民全員が地域活動の重要性を理解できるように、行政と地域で協力しそこで暮らす全員に対して啓蒙を図るとともに、参加を推進する。

* 各委員の提案

第2分科会の結論

（市民の役割） 市民は、暮らしやすく心豊かな生活を送ることを目的として、自由な意思に基づいて結ばれた多様なつながり、組織、集団（以下コミュニティという）を、自治の担い手であると認識し、守り育てるよう努めます。
（市の執行機関・市議会の役割） 執行機関・市議会は、コミュニティ活動の自主性および自立性を尊重しながら政策形成をするとともに活動支援をおこないます。
（住民自治組織） 市及び市民は、住民相互の信頼と親睦を深める、地域に根ざした住民自治組織の自主的な諸活動を尊重し支援するように努めます。

* 行政よりの条例案の検証及び全体会議での論議の結果、（住民自治組織）を別の条文として取扱い、現在の条例となった。

ま と め

条例作成段階で論点となった条例項目

1、財政

経済学者フリードマン

「人間は、自分のお金を自分のために使うとき、人は真剣になるが、他人のお金を他人のために使うとき、人はそれほど真剣にならない」と述べている。

* 具体的な歯止めをかけると行政は停滞してしまい、抽象的な条例にすると行政は自分たちの都合のよい判断で業務を遂行してしまう。

2、地域コミュニティ（地域自治活動）

戦前・戦中の「向う3軒両隣」の官による統制を問題視する意見と、現在町内会（地域コミュニティ）の実情でかみ合わない部分が生じた。

3、人権問題

同和問題での強力な意見があったが、あえて問題にする方が今後に禍根を残すということでした。

基本条例の検討委員を応募し、さらに香川県高松市のフォーラムに参加させていただく機会を得たことにより、自分の人生の大きな節目となりました、今後はさらに地域社会のため、家族のために自らの時間を有効に活用したいと考えております。

本日はありがとうございました。

2008年2月22日

福島賢之